後宮鈔

文2
4596
4

後宮鈔

後宮鈔

去水五味均平所

宮 2
第 4596
号 1 4

高倉院天皇中宮　建禮門院平德子　太政大臣清盛女

玉海第安元年十二月十四日甲寅天晴此日院姫君入内也中略入道相國女法皇御養子永久例云〜中略　廿六日丙寅此日女御宣旨下露顕日也下官不出仕　二年二月十日己酉天晴此日有冊命皇后事　女御德子為中宮以皇后宮為皇太后宮中宮為皇后大皇太后不御坐也　養和元年以中宮院云〜

十一月廿五日丁酉雨下此日中宮職院號定也中略奉號建礼門院云〜

之故也　元暦二年五月一日癸未天晴小雨間下中略今日建礼門院有御遁世戒師大原本成房云〜

教部省

明文2
第4596
号1-4

高倉院天皇中宮 建禮門院 平徳子 太政大臣清盛女

百錬承安元年十二月二日入道太政大臣女建礼為上皇御猶子参入 今日被定治承二年十月十二日中宮皇子安徳 治承二年十月十二日中宮皇子

降誕

小傳建礼門院平徳子 高倉后安徳母 太政大臣清盛公二女

吉記養和元年八月廿五日丁酉自曉更雨降 院号定也中略 可為建礼門院之由有仰是人々多定申之上御有内議之故也 元暦二年五月一日癸未天晴小雨間下中略 今日建礼門院有御追世戒師大原本成房云々

教部省

特 又 2
号 4596
冊 4

高倉院天皇中宮　建禮門院平徳子　太政大臣清盛女

百錬承安元年十二月二日入道太政大臣建礼女為上皇御猶子参入今日被定治承二年十二月十二日中宮皇子安徳降誕

小傳建礼門院平徳子高倉后安徳母太政大臣清盛公二女母贈左大臣時信女従二位時子承安元十二二叙従三位十五同廿六為女御同二十為中宮十六養和元十一廿五丁酉院号廿五寿永二七廿五赴西海元暦二五一為尼廿九真如覚文治元四廿九帰京著吉富今夜御出家建保元十二十三御事五十九

編年記文治二年四月日自西海帰洛其後被止年官年

爵已下

又建礼門院御出家御于大原奥寂光院

吉記元暦二年五月朔日建礼門院有御遁世戒師大原本成寺房云々

皇紀中宮徳子帝（安徳）母后新（高倉）院后故太政大臣清盛女養和元年十一月改中宮為建礼門院

又建礼門院（元尼）寿永二年七月廿五日相具平氏下向西海了同第三年源氏打散平家之刻鎮西被取上洛平内府被相具了後為尼絳原建保元年十二月十三日崩（五十七）

貴女 建礼門院徳子（養和元年十一月十二院号）高倉后安徳御母清盛公女

門院記 建礼門院（徳子）六波羅太政大臣平清盛女 母従二位平時子贈左大臣時信女 准后 高倉院妃 安徳天皇母儀 久寿二年誕生承安元年十二月二日従三位同月十四日入内（年十七）同月廿六日女御同二年二月十日中宮（年十八）養和元年十一月廿五日建礼門院ト申寿永二年七月廿五日西海ニヲモムク文治元年四月廿六日京ニ帰給 建暦三年二月十九日御事アリ（年五十九）

平家物語 建礼門院ハ東山の麓吉田の邊ありしかるに三入らせおはしける中御門言法印慶恵と申奈良法師の坊ありけり（中略）かくて女院ハ文治元年五月一日出髪落させ給ひけり出戒の師は長楽寺の阿闍梨坊上人印誓と聞えしに出布施はなし先帝の出直衣あり（中略）女院八十五まで女御の宣旨を蒙り十六まで后妃の位に備はり君

潤色 長門本 平家 参照

王の傍に候はせ給ひて朝には朝政をすゝめよるは夜
をもつはらに志給へり二十二にて皇子御誕生有て皇太子
にたち位につかせ給ひしかは院号蒙らせ給ひて建礼門院
とそ申ける入道相国の御娘なる上天下の国母にてましませは世の
重うしあへる事斜ならす今年は廿九にならせおはしましける

高倉院天皇典侍
七條院 藤原殖子
贈左大臣信隆女

玉海建久元年四月十九日壬寅今日當今母儀叙三品即被下女
御宣旨了是余再三所奏請也　廿二日乙巳此後有院號定
母儀之御事也七條院云々

小侍 七條院 藤殖子 高倉妃後鳥羽高倉母 修理大夫信

建久元四十九叙従三位

百錬抄元久二年十一月八日七条院有御出家事仍上
皇御幸

乙巳院号元久二十一八庚寅出

百錬抄安貞二年九月十六日七條院崩御当男了并斎
宮御祖母也

四十八
安貞二九十六御事
清臣按後鳥羽下高子上脱後字宣帝王系図證

以母儀従三位藤原植子奉

明月記元久二年十一月九日今日女院御出家 同来
所伝

王の傍より假りの世移りて朝より政をすゝめるは報
をもつらん志終へり二十二にて皇子御誕生有て皇太子
よりの位よりの世移りは院号蒙らせ移りて建礼門院
とゝ申ける入道相國の出娘なる上天下の國母にてまします世の
宣う志なる夏斜あらぬ今年八廿九にあらせおはしける

[illegible]

高倉院天皇四侍
七條院藤原殖子
贈左大臣信隆女

帝王系圖後高倉院治承三二廿八誕母七條院殖子
贈左大臣信隆女後鳥羽院母同後高倉治承四七十五
降誕
小侍七條院藤殖子高倉妃後鳥羽高倉母修理大夫信
隆女母贈正一位藤休子建久元四十九叙従三位元典
侍年廿四同准三后同廿二日乙巳院号元久二十一八庚寅
尼四十八真如智安貞二九十六御事清原按後鳥羽下高倉上脱後字宣帝王系圖證
百錬建久元年四月廿二日乙巳以母儀従三位藤原殖子奉
号七條院去十九日准后
編年記後鳥羽院高倉院第四皇子母七條院藤殖子修理

大夫僧正大臣言奎[illegible]
定長卿記建久元年四月廿二日乙巳晴予叙門依院號定也被
仰云毋儀准后從三位藤原朝臣可號七條院本封之外可別
給五百戸
[illegible]
て後鳥羽院とぞおはしまし此いらあは尊成らとは高
倉院第四乃御子御母七条院とぞ紀修理大夫信隆
のむすめなりくらの院くらゐの御とききさき紀
のあのゆかりよ兵衛督の君とてはかみまつらせほ
どよ思びてけらんどもふびやありけん治承四年
七月十五日うまれさせ給ふ

後鳥羽院皇中宮
宜秋門院藤原任子　　摂政兼實女

玉海文治五年十一月十五日辛未此日女子叙三位又定入内雑
事中宮呂頭中將成經朝臣為御使此事豫仰女子名字任子
六年正月十一日丙寅此日有入内事僕長女從三位任子生年十八　十六日
辛未主上渡御女御宣旨　建久元年四月廿六日己酉
此日冊命立后也以女御從三位任子為中宮職　正治二
年六月廿八日壬子此日中宮職有院號支中宮奏聞之後
職支仰云停中宮職可為宜秋門院以進屬為判官代主典
代御季御服御封雑物如舊但内膳御飯從停止者
猪熊湖白記建仁元年十月十八日乙未晴或人云一昨日宜秋門
院出家云〻

三位季行女從二位兼子文治五十一十五叙從三位十六

大夫贈左大臣信隆女也建久元年四月廿三日院号元准
后従三位也年世四依世儀帝母儀也元久二年十一月八日出
家四十九安貞二年九月十六日崩御年七十二清涼廿三日廿三日詔宣蘇中修陵
増鏡 たとろの三 の巻 御門はまう後ひてもう八十二代まあり
て後鳥羽院とおりまいでいらあは尊成らとは高
倉院第四乃御子御母七条院とは紀修理大夫信隆
のめのむすめなりたりくらの院くらゐの御とききさ紀
のゑのかみよ兵衛督の君とはかあまつらきほ
どよりあひてけらんとぞあいだやありけん治承四年
七月十五日うまれさせ給よ

後鳥羽院 宣中宮 宜秋門院藤原任子 摂政兼實女

玉海文治五年十一月十五日辛未此日女子叙二位又定入内雑
事中宮呂 召頭中将成経朝臣 為御使事 仰女子名字 任字 所召儲也
六年正月十一日丙寅此日有入内事 僕長女従二位 任子生年十八 十六日
辛未主上渡御女御宣旨 建久元年四月廿六日己酉
此日冊命立后也以女御従三位任子為中宮職 正治二
年六月廿八日壬子此日中宮職有院号支 中宮職 重奏聞之後
職支 仰云停中宮職可為宜秋門院以進属為判官代主典
代御季御服御封雑物如舊但内膳御飯後停止者
後鳥羽院后
小侍宜秋門院藤任子 後鳥羽后月輪関白才一女母従
三位季行女従二位兼子文治五十一十五叙従三位十六
叙

大夫贈左大臣信隆女也建久元年四月廿三日院号元准
后従三位也年世四依[illegible]帝母儀也元久二年十一月八日出
家四十九安貞二年九月十六日崩御年七十二清涼廿三日詔宣蘇山陵
増鏡（たとりの草の）御門はまう後ひてもう八十二代なりて後鳥羽院とりおこりまき出いらはは尊成ら出い高
倉院第四乃御子御母七条院と申し紀修理大夫信隆
のめ御のむすめなり　たりくらの院くらなの御ときき紀
の子の御かなり　兵衛督の君とてはなまらもほ

百錬建久元年正月十一日丙寅従三位藤原朝臣宣子入内
摂政女
月卿雲客多以扈従　十六日辛未女御宣旨也　四月
廿六日己酉左大臣実定已下参入有立后事　以女御従三位任子為中宮職
要記女御任子文治六年正月十一日入内年十八同四月
二十六日為中宮第宴公女
又宣秋門院任子正治二年〻月〻日院号元中宮建
仁元年十月〻日出家　暦仁元年十二月二十八日崩
後鳥羽院后
小伝宣秋門院藤任子　後鳥羽后月輪関白兼一女母従
三位季行女従二位兼子文治五十一十五叙従三位十六

建久元正十一ゐ女御 十七 同四月廿六ゐ中宮 正治二六
廿八 王子院号 廿七 建暦二正十三 辞院号 并年官年
爵 建仁元十十七ゐ尼 清浄智 三十 暦仁元十二廿八御
事 六十 五
増鏡 ねとりのそうし の巻 文治二年十二月一日ほかみはらせ
給ふ御とし七ゐ 同六年女御まゐり給ふ 月輪殿白堀
の御むすめゐりきこえ給ふ 宜秋門院と
申えり御事ゐり この御をとゝる春花門院と申え
給ふ 姫宮をとゝ おはしまし

墨筆ゐ ゐ書

承明門院 源在子 法勝寺執行能円女 内大臣通親養女

百錬 建仁三年正月 正治元年十二月十三日 従三位源在子
今上母儀 有准后事 建仁二年正月十五日 院号定 以源
在子為承明門院 今上母儀 正嘉元年七月九日丁巳 義明門
院崩御 八十六 六日戊午 同御葬礼
御事 被仰慶朝事 先被奏遺令 固辞警固如例
都玉記 建仁二年正月十九日辛酉 今日母儀准后 可有院号定 以
頭弁被奏聞 無沿 帰来宣下 可奉号 義明門院 年官年
爵如舊 封戸可副奉 五百戸
てのち 内大臣通親の
明門院と聞えきこゆ おとゝ乃小の方のをとゝ

建久元正十一為女御 十七 同四月廿六為中宮正治二六
廿八壬子院号 廿七 建暦二正十三辞院号并年官年
爵 建仁元十十七為尼 三十 清浄智 暦仁元十二廿八御
事 六十五
増鏡 おどろのした の巻 文治二年十二月一日にみかどはじめてまゐらせ
給ふにも七あり 同六年女御まゐり給ふ 月輪関白殿
の御むすめなりき 后にたちありき 後には宜秋門院と
聞え御事あり この御はらの春花門院と聞え
給ひし姫宮ぞおはしましゝ

相吾詳從習父源頼朝肯有
亦同准后謚加一等謚名人

後鳥羽院天皇皇妃
承明門院 源在子 法勝寺執行能円女 内大臣通親養女
百錬 建仁二年正月 正治元年十二月十三日従三位源在子
今上母儀 有准后事 建仁二年正月十五日院号定以源
在子為承明門院 今上母儀 正嘉元年七月五日丁巳兼明門
院崩御 八十六 六日戊午同御葬礼 廿日壬申依兼明門院
御事被仰廢朝事 先被奏遺令固関警固如例
増鏡 おどろのした の巻 いまの御門の御はゝは為仁とかきゝゝ
いはむかし [illegible] いふ人のむすめ さいしやうの君と
てつかふまつりけるを その御門うませ給ひ
てのちは内大臣通親のおはあらためひするには承
明門院と聞えき このおとゝ乃小の方のたちうまておハ

しけさはなるものらのおやあるよがさいもひさへひき
いでゝ[illegible]うばまくとの[illegible]するよかつらん[illegible]おの門[illegible]
やうくこの[illegible]殿よろ[illegible]やーあひてすらせ給ひ
ける

五代帝王物語承明門院ハ能子法名女房ハ法師
の女乃國母なること先例しるしあらはしば大納言の女の儀
よろ院号ありさるは先准后の宣下あり〜はし源氏
の人〜聟に補して振舞あいまけり女院の御母は
刑部卿のこと伝とゝ刑部卿範兼卿の女なり能子後
大納言の北方なりて大相國通光公のおもあまは寿子和歌
の母なり

皇紀承明門院諱在子後鳥羽
御能圓女正治元年十二月十三日准三宮建仁二年正月
十五日院号ヲ廿二建暦元年十二月四日為尼四十一正嘉
元年七月五日崩八十七

明月記建仁二年正月十五日天晴今日儀准后院號ヲ〜ム卿十
五人參ラ〜美明門院ヲ〜

猪熊関白記正治元年十二月十三日辛未晴今夜有准后事
ヲ〜主上母儀也 建仁二年正月十五日辛酉天晴時〻微雪是日
准后在子主上母后有院號ヲ號美明門院ヲ

しけさはなどうのらのおもあるよがさいそひさへひき
いでゝ[illegible]ばまとの[illegible]するかのらん[illegible]おの門[illegible]
やうゝこの[illegible]殿まろやーあひてまらせ給ひ
ける

五代帝王物語承明門院ハ納言法戸の女あまはは法師
の女乃國母なること先例もあらまほし大納言の女の儀
まゝ院号ありさるは先准后の宣下あり一はし藤氏
の人ゝ職事に補して振舞あいまけり女院の御母は
刑部卿の乙伝とゝ刑部卿範兼卿の女なり納言の後
大納言の御方なりて大相國通光公のおもあまはは青子御ある
ゆゑなり

皇紀承明門院諱在子後堀河一院妃内大臣源通親猶子寛法
仰能圓女正治元年十二月十三日准三宮建仁二年正月
十五日院号サイ二建暦元年十二月四日為尼四十一正嘉
元年七月五日崩八十七

猪熊関白記正治元年十二月十三日辛未晴今夜有准后事
云〜主上母儀也　建仁二年正月十五日辛酉天晴時〻微雪是日
准后在子主上母后有院號事　號承明門院云〜

葵前 中宮之婢

愚管抄六ノ末アリ

後鳥羽院天皇皇妃

脩明門院 藤原重子 贈左大臣範季女

百錬 承元元年六月七日有院号定有准后勅書事

従二位藤原親子号修明門院

皇紀 脩明門院諱重子贈左大臣藤原範季子女

母権大納言（中イ）教盛女後鳥羽院妃皇太弟母承元〻

年六月二日院号先准后廿六承久三年七月八日為

尼同年（十イ）二月廿二日被辞申院号文永元年八月廿

二十九日崩八十三

明月記承元元年六月七日終日甚雨今夜院号定後宮脩明門院云々

源某 參河權守師經女

藤原某 法勝寺執行信緣女

[illegible]

土御門院天皇中宮 陰明門院 藤原麗子 太政大臣頼女

百錬元久二年三月一日有宣下以無位藤原麗子叙從三位 四月七日女御有入内事 十三日今日女御有露顕事 主上渡御女御御方 又被下女御宣旨 政所并侍始 兼元四年三月十九日今日有院号定 中宮為陰明門院 寛元元年九月十八日辛酉今日未刻陰明門院御年五十九崩御 自去春令類不食給之上 近日遍身令腫給云々

皇紀陰明門院 諱麗子 大政大臣藤頼實女母左京大夫

定治女 元久二年四月十三日入内為女御 同年七十一中宮 承元四年九月院号 廿六 承久三年正月廿四日為尼 廿六 寛元元年 九十八崩 五十九

七月廿日中宮立后之後有御入内

土御門院天皇　贈皇太后宮　源通子　贈左大臣通宗女

増鏡 新岩もの中院 中院ハ 兼冬ニ

のもとにとよりの殿ちうなんの中将とよりの殿

せうとにて通宗のさいしやう中将とよりの殿

ぬしの一人のむすめなりやうくかのさいしやう

ちうなんとよりの人の家よりまゐらせたる

ひけるの面のもとに一人

むつのまりアける

百錬抄 養和元年辛丑二月十七日従三位通子 故中殿 摂政女

有准三宮事 依可為帝准母儀也

百錬抄 仁治三年七月十一日辛卯今日故参議通宗朝臣

贈左大臣正一位母儀源氏贈皇后被定山陵国忌云々

月十八日御 長慶院

ねんぶつ中 尚付

土御門院天皇
贈皇太后宮　源通子
贈左大臣通宗女

増鏡 新島もりの巻 中院ハ中略 そのとしのうちに十月十日とさ
のみかどといふ御子うまれさせ給ひぬ御ははきさき
ちゝのおとゞやいてきこえてまゐり承明門院の御
せうとよ通宗のさいしやう中将ときこえしそのくせうせ
給ひにし人のむすめのはらにおはしけりやがてかのさいしやう
うのおとうとよみちのとゝいふ人の家にとゝめをき
まゐり給ひてもちゐのくさうひける小面のかうしたる一人
おほえあとだちのわたりはもつのまいりつける

又 三弥山の巻 さて仁治三年正月十八日御子くれさせ（後嵯峨院）よろひある
へきがきりめでたくて色もてゆく 中略 歯代のくめでたく

[illegible]通宗宰相中将左大臣従一位おくらゐ[illegible]
内むすめ(通子)后の位おくりゐ[illegible]
編年記後嵯峨院仁治三年七月十一日今上御母俄被
贈皇太后宮御外祖父源通宗被贈左大臣正一位
要記後嵯峨天皇諱邦仁土御門院第七子母典侍源
通子贈皇太后贈左大臣参議左中将正四位下行通宗
女

重[illegible]

順德院天皇中宮
東一條院藤原立子　摂政良経女

玉葉嘉元二年二月廿二日陰此日故摂政前太政大臣長女有入
宮[illegible]名立子生年十八[illegible]今[illegible]同腹
[illegible]

猪熊殿白記嘉元五年正月廿二日丙午是日女御立后中宮有宮
司除目事
[illegible]東一條院[illegible]

業資王記嘉元五年正月[illegible]庚子今夜女御[illegible]立后
廿二日丙午女御[illegible]立后侍従奈勧侍従役[illegible]

十二月十九日入内為女御同五年正月廿二日冊承久四年
六月廿五日院号東一條院元中宮嘉禄二年八月七日為尼
廿六　寳治元年十二月廿一日崩五十七
増鏡[illegible]
[illegible]

[illegible]通宗宰相中左大臣従一位おくらゐ[illegible]
[illegible]通子[illegible]の位おくりゆきてゝ[illegible]
編年記後嵯峨院仁治三年七月十一日今上御母儀被
贈皇太后宮御外祖父源通宗被贈左大臣正一位
要記後嵯峨天皇諱邦仁土御門院第七子母典侍源
通子贈皇太后贈左大臣参議左中将正四位下行通宗
女

[illegible]

順德院天皇中宮 東一條院 藤原立子 摂政良経女

百錄兼元四年十二月廿九日被下女御宣旨従三位藤原立子建
暦元年正月廿二日有立后事以藤原立子為中宮寶治元年
十二月廿一日庚子東一條院立子崩御云々 廿四日癸卯列
見也去比依東一條院崩御有宴穏座停止之由決然
而依例有云々
皇記中宮藤立子摂政良経女母中納言能保女承元四年
十二月十九日入内為女御同五年正月廿二日冊 承久四年
六月廿五日院号東一條院元中宮 嘉禄二年八月七日為尼
廿六 寶治元年十二月廿一日崩 五十七
增鏡 [illegible]
[illegible]

成と申えしまや中宮 拾改良姫 殿の姫君 三子 まゐり給ひていとと
あやうなめでたしおのがさらなきほど 建保 二年十月十日
一の中納言 仲基 子うまれ給へるいよいよものあはれなるかちして
世のあるのゆすりみちちり十一月廿一日やうやうみるなり
てすつり給ひて 杉 あり廿六日 坊 はるるまふいまと
 五十日
かいなるまきたりめきあるいちそやきかもてあめつ
らこのあり
又 巻衣 の巻 弟 仲基 のかつい四よりて 慶 せたらを給ひて 尊 ちあどの
さこだよりあり かは母 東一条院 も山さとのかすまひまていとん
ほそくのそもあるよをつきかせすれ行あけくさ云
ハ故拾改殿 後京極 よりみの姫君 君 てもの給へいうの道も
いとかたらたらせ給へはたかさあふふきあやう

よれもも御本よりてそうあきとそもたやすくもら
させ給ふす

非 風 盛 自 風 女 非 御
非 雖 是 是 雨 因 髮 自
御 女 髮 東 因 自 是 雨
是 雨 髮 是 雨 髮 是 雨
是 雨 髮 是 雨 髮 是 雨
是 雨 髮 是 雨 髮 是 雨
是 雨 髮 是 雨 髮 是 雨
是 雨 髮 是 雨 髮 是 雨

仲恭天皇後宮　某　法印性慶女

帝王系圖

典侍源通子 参議通宗女

[illegible]

文書 [illegible] 一巻 [illegible]

一百 文書 [illegible]

[illegible] 二年 宮文書 [illegible]

後高倉院太上天皇皇妃

北白河院藤原陳子 [illegible] 中納言基家女

百錬 貞應元年四月十三日當今御母俄有准后事 後堀河

御名字陳子 七月十日准后有院号 北白川院云々 暦仁元年

十月三日庚申北白川院陳子崩御 御年六十六 廿三日甲子

北白川院被奏遺令主上召錫紵廢朝 [illegible] 例

皇記 北白川院藤原陳子入道權中納言基家女 母大納言

平頼盛卿女貞應元年七月十日院号 五十 去四月十三

日叙従三位准三宮 暦仁元年十二崩 六十六

五代帝王物語 承久兵乱の後世も漸鎮まりて 後堀河

院御母北白川院 位ゴ中宮 即世ありしかば定て開東よ

りなせのわりてゝけむ 後高倉皇子守貞 高倉の法皇 持

佛堂ゟ日〻らせ給ひけるの後世の陰となるへし
ふつとかゝふまゝきと仰をけるを小白河院のいろ
かゝる事をは思食さるゝ高くの御こゝろあり事め
てたくゝ子細あるまゝとゝ申すあまわらせ
て御領掌ををけり後堀河院の十樂院の贈大僧正仁
慶松殿子ゟ所〻の国宮をけるを近まゝ
せ〻成久三年七月九日踐祚ありて同十二月一日即
位御年十歳也
增鏡 [illegible]元の巻 [illegible]

掌侍高階基房 後堀河院天皇皇后 安喜門院 藤原有子

大政大臣公房の女

百錬 貞應元年十一月廿七日 今夜從三位藤原有子 前相国公

女房入内

要記中宮藤有子帝后大政大臣公房女母從二位藤修子

貞應元年十月御禊女御代同十二月入内 同二年二月立

為中宮

五代帝王物語 後堀河院御位ゟ渡らせ給て 中略 貞應元年正

月二日御元服御年十一中宮ゟ始ゟ之條太政大臣公房の

女御禊の女御代ゟ奉ゟ給ゟ 同二年二月ゟ立后嘉祿二年七

二月十七日女御ゟ〻

月ゟ皇后宮とすの中宮ハ主上ゟ出年ゟはゝるゟ

佛堂より五てらせ給ひけるの後世の陸となるへし
ふつとかちふまりきと作おけるを小白河院のいろ
かゝる事を只思食さるゝ高くの御ゝあり事め
てゝてゝのゝへゝ子細あるまゝとゝすめまわらせ
て御領堂をおけり後堀河院十樂院の贈大僧正仁
慶松後子子より成くゝ国家おけるを迎まわらゝ
せゝゝ成久三年七月九日踐祚ありて同十二月一日即
位市年十歳也

增鏡 後元の巻 そのゝろいとかすまへらも給をめ ある事あい
しけり 守貞親王とゝきゝえける高倉院才之の御
子ふり 中略 かの入道の御子の後堀川院の御子 十より給ふを第八之年
七月九日おゝゝる位をつけてあるちゝの事をは太上天皇より
奉りて法皇とゝきゝる 中略 御母基家中納言のむすめ小
白川院とゝき

百錬 貞應元年十一月十七日 廿九 今夜從三位藤原有子前相国公
房女 入内
要記 中宮藤有子帝后大政大臣公房女母從二位藤修子
貞應元年十月御禊女御代同十二月入内 同二年二月立
為中宮
五代帝王物語 後堀河院御位を渡らせ給て 中略 貞應元年正
月二日御元服御年十一中宮より始まる之條太政大臣公房の
女御 安喜 禊の女御代より奉り給ふ
二月十七日女御とゝゝ同二年二月より立后嘉祿二年七
月より皇后宮とすの中宮八主上より四年をはるゝ

御あるべきにはかりまゐらせ主上十二の御位あるべきは何
の御位あるべきにはあらじとの記あるべき常よ中宮の御ゆ
るしを入せ給けるものやうにゆゝしく成人の後うしはもと
ゆゝしく思食けん御ろくろきゝ書あとはつやゝ入
御ありけるわとよ御志の深くなるまゝよ又朝暮の
ろの御ろくろ乃ゝゝゝらせ給ひ事よりけるを聞
家実 務隈後 乃中女まゐり給へきよしあるゝは出させ給ふ豆の
御ゆ中いひつくすへうらはよ北の神まても霊けくろを
ける嘉禄之年 安貞元 二月廿日院号ありて安嘉門院 有子 と
明月記嘉禄之年二月廿一日天晴平相公返事云昨日院
号宣下 安嘉門院 仰畢

藤原長子

湖白家實女

皇后藤有子

後堀河院天皇中宮

鷹司院 藤原長子

百錬嘉禄二年六月十九日関白女子入内依之中宮 安嘉門院 三
月退出 嘉禎三年七月十七日丙寅今夜鷹司院 長子 御入
内養母儀也 寛元四年四月廿日己卯今日鷹司院御
明月記寛喜元年四月十六日癸丑仰云明後日中宮院号
ゝゝ 十九日丙辰昨日院号 鷹司院 ゝ
年四月十八日院号元中宮 寛元四年四月廿日於長講
堂御出家
要記中宮藤長子帝后前関白家實公女 嘉禄二
年六月十九日入内年九歳 七月二十日為中宮 寛喜
元年四月十八日院号鷹司院年十一歳 寛元四年四月

御あつらへにまかりまうけるを主上十二の御行あるとは何
の御心もあらせおはしまいのうえにまかりまうけ常に中宮のおはし
まのうえに入せおはけるものやうにおもはれもそ
いとゝや思食けん御ろくろきゝ畫あとはつゆ〳〵入
御ありけるわとゝ御志の御くなるまゝよハ又朝暮の
ろのおはしまのうえにまかりまうけるを聞
家実物隠後乃中女まかり給へきまゝあるとき出させ給ふ豆の
中にいひくすへらひよりの神まても雲けくろを
ける嘉禄之年安貞元二月廿日院号ありて安嘉門院と

第二年 [嘉禄] 嘉祐

其後 [嘉祐] 文 [嘉祐] 西 [嘉祐] 園

後堀河

皇后藤原有子

後堀河院天皇中宮 鷹司院 藤原長子 開白家實女

百錬 嘉禄二年六月十九日関白女子入内依之中宮去三
月退出 嘉祐三年七月十七日丙寅今夜鷹司院御入
内養母儀也 寛元四年四月廿日己卯今日鷹司院御
出家也

編年記 後堀河院后鷹司院藤長子 猪熊殿女 寛喜元
年四月十八日院号元中宮 寛元四年四月廿日於長講
堂御出家

要記 中宮藤長子帝后前開白家實公女 嘉祐二
年六月十九日入内年九歳 七月二十日為中宮 寛喜
元年四月十八日院号鷹司院年十一歳 寛元四年四月

二十日出家年二十九文永十二年二月十日崩

五代帝王物語さて関白の女後ろ九歳ゐく六月ゐ
参ひ給ひて御ことのて廿四日立后ゆ〜〜てさふら
ひのうへほうゐ同二年十二月関白をとゝのらるて前摂
政道家光明峯寺殿の御子中宮藤壺の御兄也
又今の関白のゆ女藤壺まかり給へは中宮あさせ
給ひぬ〜〜あすりける事のふと上下あのかう寛
喜元年四月ゐ院号ありて宮司流と〜

熱田神宮文庫

藤原摂子　関白道家女

後堀河院天皇中宮

藤壺門院

百錬寛喜元年十一月十六日関白道家長女入内関白前
太政大臣家実去月賜兵杖已下扈従御名字摂子　天福元年四
月三日丁丑中宮職有院号藤壺門院　九月十二日癸丑自
去夜女院御産氣云々来月御産月也　十八日庚
己未御産氣日来連々今暁殊物怨之間寅刻皇
子降誕万人悦豫之處皇子有御事云々及晝有
女院崩御云々年廿五　上下悲歎言語難及　廿四日乙丑
右中弁光俊朝臣為遣令使参陣固関警固事被宣
下又諒闇儀也　廿日辛未今夜藤壺門院凶例也
皇紀藤壺門院藤原摂子　摂政道家第一女母太政大臣藤

公経女今上后貞永元年四月三日院号去寛喜二年
二月十六日中宮 天福元年九月十八日崩 廿五

五代帝王物語又今の関白の御女まゐり給へ中宮おりさせ
給ぬ 暑 さて関白の御女いひちらぬほどの男人まてうおい
しまうける 暑 御母八大 改大臣 公経 御女也 さて中宮御懐
妊あるとて 寛喜 三年二月十二日四條院御降誕 あるとて
たとゝやうて十月廿八日より立せ給 関白をは嫡子
の左大臣 教実 摂政 改殿 と譲 同年七月九日 関白 前殿
八大殿 御座す 貞永元年十月四日主上御位を辞て
春宮に譲 御年二歳 いつゝ 先例も
まゝ 院 おりゐ給 中宮八同二年 天福元 四月三日院
号あり 藻壁門院 此院号又いつゝ 覚 に

同年九月に御産とゝ 御母とよ御もの〳〵けさ
もとゝてうゝのゝさせ給 中 暑 九月十八日つひにうせ
給ぬ御年廿五 法名 とも云 御母子 御母子
月輪の一廟に訪 る

明月記 寛喜二年二月十六日戊寅立后也 貞永二年四
月三日丁丑今夜中宮御院鞠 蹴 之 四日戊寅院鞠
藻壁門院 弱 以 存外 故 遠 敬下 有 被仰 旨 今 被用 之 驚
而可 盛 天福元年九月十八日己未自 達明 而降 不 弁 色 告
云御産成 了 感悦 之 慶 宣 尋中 使 使 云 今一事 遅 〻 御 又男
女御 不 没 云 〻 雄 之 皇女 元 暑 金吾 只今 騎馬 不 及 取 笠 立 参 院
又 馳帰 云 〻 又 〻 来 雑人等 漸 称 御 絶入 之 由 聞 此 已 以 無 憑
支 元 暑 御 産 之 後 猶 有 御 言語 等 只 今 苦 御 身 寄 無 心 房 伺
候 有 御 戒 合 掌 閑 食 御 氣 色 大 暑 甚 間 済 〻 御 閑 眼 欲 心

神速忌前後不覓云〻御胞遂不令下給御身當時猶
不令冷〻御云〻　廿日辛酉中略廿四日御入棺廿日御葬送之由
円〻有沙汰云〻

四條院天皇女御　宣仁門院藤原彦子　摂政教実女

百錬仁治二年十二月一日甲寅被定女御入内事彦子
被叙従三位事　十三日丙寅今夜女御入内也故摂政御女也俄入
道相国女左府為猶子行年十四　同三相府已下扈従　寛元元年二月廿三
日庚午以従三位藤原彦子四條院女御為宣仁門院
皇紀女御従三位藤原彦子　摂政教実女西太政大臣公経
女仁治二十二十三入内為女御寛元元二月廿三日院号
宣仁門院　去仁治三十二十七准三后宮元女御　去正月九日退
下依光帝御事也　寛元四年十二尼　弘長二年正月
五日崩三十六

五代帝王物語　主上八仁治二年正月九日御年十二ましく御元服ありて女御を故洞院摂政の御女十二月十三日よりまゐらせて同廿度うへ　ほどなく同三年正月廿九日主上いとけなく御ましの儀の事ありて七日天皇崩御あるべきことなどの御事やうとおぼしめしなり　九日庚時ゆ崩御ありしかども　女御は立后もなくてありなん宣仁門院とて四条天皇の母ぞ

寛元二月廿三日院号ありけり

平戸記仁治三年六月三日甲寅今夜前右大臣実氏公近日当官多前官仍注

名字也　長女従三位姞子十九歳入内。八月九日己未今日女御

有立后了

十日辛酉天晴今日公任卿露顕也

百練抄宝治二年六月十八日甲午院号定也　改中宮職為大宮院　左大臣已下

奈仕之

勘仲記正應五年九月六日甲子晴宿侍所中頗物忩之間

着布衣参御所大宮院御悩危急云々　九日丁卯晴早

旦参内図巻説云大宮院今日辰刻崩御云々伺申之處

無相違大赦停止此上勿論欽天下之悲歎何事如之哉

五代帝王物語 主上 四條

元服あり〳〵女御まゐ故國院政の御女十二月十三日より
まゐり給て同廿度〳〵ほどなく同三年正月五日
主上いとけなく御ふ所の事ありて七日ほどなくも出御
あの事〳〵ともとかの御事やうとおぼえ〳〵九日寅
時に崩御あり〳〵ともかくもはかなき女御の
立后もあるべきにあらず宣仁門院とて四宮四年
寛元二月廿三日院号ありけり

平戸記仁治三年六月三日甲寅今夜前右大臣實氏公近日當官多前官仍注
名字也 長女從三位姞子十九歲入内 八月九日己未今日女御
有立后事
百練抄寛治二年六月十八日甲午院号定也 改中宮職為大宮院 左大臣已下
奈仕之

勘仲記正應五年九月六日甲子晴宿侍所中頗物忩之間
著布衣參御所大宮院御惱尼急〳〵 九日丁卯晴早
旦參内閑巷説云大宮院今日辰刻崩御云〳〵伺申之處
無相違大赦停止此上勿論欤天下之悲歎何事如之哉
十四日壬申晴秉燭之後上〻吉田中納言 後宣〻 參陣端座
遺令使左近權中將藤原親氏奈陣外 束帯〻劔卷纓云〳〵 大外記
中原師顕參逢使申云大宮院去九日崩給素服舉哀山陵
國忌本被停止ヨ遺令外記以使詞申上〻外記退

後嵯峨院天皇中宮 大宮院 藤原姞子

五代帝王物語　主上（四條）ハ仁治三年正月九日御年十一ヨリ御
元服ありて女御（教実）ヲ故院院政（後堀河）の御女（宣子）十二月十三日ヨ
まゐらせて同廿五日ヨリ　はじめて同三年正月ヨリ
主上いとけなく御ましまの事ありて七日ヒ舎人も出御
あるのみにてこれとのの御事やいとおろかえ　九日寅
時ヨリ崩御ありしかとも　ともかくもはからひ　女御ハ
立后もあるべきにあらず宣仁門院とそ　同四年
寛元二月廿三日院号ありけり
不覚　公卿　言　東　西　蔵
人　不覚　公卿　蔵　其　首　不　行　人
蔵　蔵　玉　殿　一　蔵　不　行
公　行　人　重　立　蔵　首　蔵　番
蔵　蔵　意　不　公　不　人　公　行
明　意　蔵　公　不　受　公　明

国司以下　蔵人　中宮亮　中宮職　出羽　中宮大夫　蔵人　中宮大夫
豊後　武蔵　中務　式部　蔵人　大夫　東宮　大夫
十四日　安倍　朝臣　東宮　少夫　土佐　中務　蔵人
無品　皇女　新宮　大夫　新宮　北土　宮　論　天下　乱　嫌　面　事　吹　若
但　参内　参議　大宮　新宮　今日　東　国　中　立
春　市　参議　大宮　新宮　大宮　新宮　北日下　卯　清
早

三位殿御方　御出後　右大将　参議　中将　通行　朝臣
宮　市　参議　七月廿七日　東　殿　従　有　立后　御退
出　八月四日甲寅　今日　前　石大臣　以頭中将　通行　朝臣　可有
平后之由奏聞云々　九日己未　以女御　従三位　姞子　為中宮
弁源大納言　具定　於本宮　有御遊云々　寛治二年六月十

八日甲午院宣定世 故中宮職 為大宮院 左大臣已下参仕

五代帝王物語 さて新帝は二月十五日に改始ありて 仁治元 三月十八日
に即位あり 中略 六月 百前右大臣 実氏女 女御 大宮院 まゐり給ひ
年十八也 八月に立后 御母は大納言隆衡女 常盤井准后
とぞ申 この女御は日来いつまの君へまゐらせ給へとぞ定
はべりしかども 此女御に参らせんとて 門つきまゐらせける
うひ〳〵しく 御世を待ち給ふ 霜月の日
親族の拜みをけるは 閑院の公つねの卿 十人立てけるに
あ右府は冠の房さけ〳〵 劔のたちもさけて 白きに袴を
胸に三尺たちのぼさけ〳〵 たちひ〳〵くろくける 中略 寛元
元年六月十日 中宮 御産皇子 後嵯峨院 降誕あまたびに及ぶ 平

目出き御事なれ 八月十日三位あり 中略 さて主上は寛元
年 正月廿九日位を春宮に譲まゐらせらる 御年四也 中略
さて中宮は寶治二年六月十八日に院号あり 結子 大宮院と申
園太暦 延文二年閏七月 廿五日下條 正應五年九月九日 大宮院崩御 同十
月九日後西園寺入道相國 令着心喪 御服 御佛事出仕 竹中入道
左府彼院別當 喪家事 口入 令着素服
平戸記 仁治三年八月九日 己未 今日女御 姑 子前右大臣 実氏公女 有立后事 丹
弁大納言具實卿 宣命使左衛門督顕親卿 云々
要記 中宮藤姓子前太政大臣實氏公女 母前大納言藤隆
親卿女 仁治三年六月三日入内 女御従三位 同八月九日 為
中宮
編年記 後嵯峨院 女御 仁治三年壬寅六月三日藤原姓

子常磐井相國大女奉号大宮院是也入内御年十八
八月九日立后節會以女御藤原姞子為中宮大宮院實氏公二女母藤
原子号今林准后宝治二年六月十八院号元中宮弘安
八年乙酉二月晦日大宮女院常磐井禅閤一女本院新院
二代國母帝并春宮御祖母於西園寺第被賀母儀准三
新後撰集大宮院うせさせおはしまして高野山にまゐ
らせてまうでられけるに侍りける　貞応上人
夫もちりあはてやうの卿山をのの暁をとはに
侍らむ
さてまうでおはしまし六月に入内のきさきありさはるか
くきさきをつくさるる母きさきのうけ四条大納言殿

のむすめ中略　年八月九日きさきにたちたまふ
又うちの雪の巻中あも信さり給ひて大宮女院とぐきさきゆる
又あれの川の巻十七日の夕より内裏にまかでさせたまふ善
智識めさるるけいのい僧正徒生院の聖ものまゐらせ
ゆゆしき事ども受えさせたまふ　つひにその日乃
とりのけるは年五十にてかくなさせ給ひぬ後嵯

子常磐井相國大女奉号大宮院是也入内御年十八
八月九日立后節會 以女御藤原姞子為中宮 大宮院實氏公一女母藤
貞子号今林准后 宝治二年六月十八院号元中宮 弘安
八年乙酉二月晦日大宮女院常磐井禅閤一女本院新院
二代國母帝并春宮御祖母於西園寺第被賀母儀准三
后藤貞子鷲尾大納言隆衡女号今林准后九十算也
正應五年九月九日崩御年六十八
増鏡之弥山の巻 陀とやこのころ右大臣ときこゆるは実
氏のおとゝよその御むすめ十八にあまり給ふを女御に
まてまつり給ふ六月二日入内のきしきありさまことに
くきよらをつくさるゝ母きたのかたは四条大納言光

あひらのむすめなり 中略 おなじ年八月九日きさきにたち給
ふ
又うちのゝ雪の巻 中宮も位さり給ひて大宮女院ときこゆる
又あすか川の巻 十二月十七日の夕より御心地わづらはしくおぼされて善
智識めさるゝけしきのいと傳法往生院の聖などまねかせ給ひて
ゆゝしき事ども哭えちらし給ひしつひにその日乃
とらのはじめ御年五十にてかくれさせ給ひぬ後

子常磐井相國大女奉号大宮院是也入内御年十八
八月九日立后節會以女御藤原姞子為中宮大宮院實氏公二女母藤
負子号今林准后宝治二年六月十八院号元中宮弘安
八年乙酉二月晦日大宮女院常磐井禪閤一女本院新院
二代國母帝并春宮御祖母於西園寺第被賀母儀准三
后藤負子鷲尾大納言隆衡卿女号今林准后九十筭也
正應五年九月九日崩御年六十八
增鏡之弥山の巻 右大臣ときすゑ公実
氏のおとゝ よそのゝ御むすめ十八なりけるを女御よ
さてまゐり給ふ 六月ニ日入内のきゝきあり給ふ
くきすゑをつくさる 母きすゑ四条大納言隆
ゝひらのむすめ中略 弘安年八月九日きさきたちの
ふ
又うらの雪の巻 中ゝ も位さり給ひて大宮女院とぞきこゆる
又あけぼの巻 十七日の夕方より内裏にきかせたまふ
智識めさるけいのゝ僧ふ徒生院の聖ゝどまゐりく
ゆ〳〵き事ども 受えたまひ〳〵つひよりの日乃
とゝのはる此年五十之よりてかくさせ給ひぬ後嵯
峨院とうりゝあるゝ〳〵 文永九年あり中略 廿二日
初七日大宮院ゝ〳〵 ゝ〳〵
き事あるべし

天下南禪寺記應永廿年正月廿五日僧有諸所記 日出之國五山之上有大禪刹曰南
禪其山曰瑞龍在平安之東中略嶺之東乃文應之帝祠也帝
嘗以其在禪林寺之南顔焉曰南禪院本尊釈迦無量壽寺有亭臨書原池上
此寺之盛觸也中略南有一塔本尊釈迦塔婆多宝四周絵法花説相大宮仙院御骨納藏此下所謂太
上皇於鼎上親朱書尊勝陀羅尼塔上有山其形如摩尼宝神龍窟于此有水
湧出落涸曰嘗源泉瀦為池池亦同其名池之象若龍也

後嵯峨院天皇西侍

准三宮平棟子

右中辨平棟範女

五代帝王物語 故右中辨棟範朝臣の女なり 兵衛内侍 後深一

伝准后 とゝ〳〵前帝の内侍なりしかりて假ハ也けるに

腹に皇子出來させ給へるハ中略 鎌倉の殿行とやらん

子細いできて 將軍之位中將頼嗣に上洛の間院の宮

降らせ給へきに定て才二宮宗尊親王御母儀棟範朝臣女兵衛内侍

後堀河 御下向也顕方に長雅て以下御供よくゝる

增鏡 うちの雪の巻 けても院の才一のひめハ右中弁平のむねのり

のめ〳〵の女四条乃院に兵衛内侍とゝ〳〵さゝらひ〳〵 叙璽

よつきゝ〳〵ゝりまねもゝ〳〵をきのひ〳〵ゆらんしけるに

とゝのゆをらよいてもの〳〵後へり〳〵のと 後深草 南代うまもさ

せ給ひ後はおけれておりまゐらせ中務卿えうらんの
かいたまひ給ふ御年十二ゐらへ〜あうつきのきやう
宗尊親王とゝありおなじ二月十九日ゐらをいて給
ふ其日たつやうくんのせん〜かう〜ゐ給ふ

要記 後嵯峨天皇皇子宗尊親王母従二位平陳子
編年記 後嵯峨院皇子宗尊親王中務卿一品母平棟子
棟基女

又従一位平棟子

帝王系圖

百錬 仁治三年十一月廿二日庚子今日宗尊内侍故蔵人木工頭棟基女誕生皇子先朝女房也可謂幸人

更衣 藤原某 称三條局

大炊助俊盛女

皇胤系圖 愷子内親王母大炊助藤俊盛女

増鏡 草のくらの巻 まことや文永のはじめつかたくらゐ給ひし秋宮は後嵯峨院の更衣がらの御子にぞおはしましてのちぞ御くらゐにつき給へりしとぞ

はいとまゆのさりけれどことせまて伊勢のまにまにおはしまし

しかの秋のすゑつかた御のりにて仁和寺の衣笠

とゝ所にすまたす

帝王系圖

後深草院天皇中宮　大政大臣實氏二女
東二條院　藤原公子　大宮院同母妹

百錬　康元元年十一月七日甲午上皇御幸五條殿於殿上
有女御入内定　潤白已下參仕之　十七日女御從三位　社子
後改公子前太政大臣息女　入内儀也　廿三日庚戌女御露顕也　右大臣著
仗座被宣下女御事　正嘉元年正月廿九日乙卯立后
節會也　以女御藤公子為中宮　左大臣為内弁　正元元年十二月十九
日丁巳院号定　改中宮為東二條院

深心院關白記　康元元年十二月七日天陰今日有入内定　為相國息
女也上皇為猶子儀　十七日天晴　從三位藤原朝臣入内　廿三日
主上初渡御　女御御方
十二月十九日院号東二條院

東二条

後深草院天皇中宮

東二條院藤原公子　太政大臣實氏二女

大宮院同母妹

百錬康元元年十一月七日甲午上皇御幸五條殿於殿上

有女御入内定　閑白已下參仕之　十七日女御從三位社子

後改公子前太政大臣息女　入内儀也　廿三日庚戌女御露顕也　右大臣著

仗座被宣下女御事　正嘉元年正月廿九日乙卯立后

節會也以女御藤公子為中宮　左大臣為内弁　正元元年十二月十九

日丁巳院号定改中宮為東一條院

園大暦嘉元二年正月廿二日東一條院崩御

要記中宮藤公子實氏公女康元元年十一月十七日入内

女御年二十五　同二年正月二十七日為中宮職正元元年

十二月十九日院号東二條院

年條誤
臭臭ノ誤

皇紀中宮藤公子太政大臣實氏公二女母同大宮院准
三宮貞子正嘉元年正月廿九日冊去康元元十二廿二
歩女御正元元十二月十九日院号東二條院元中宮廿八永仁
元亡七尼亡十二嘉元二正廿一崩七十三
編年記後深草院中宮東二條院當代后實氏公二女
母同大宮院正元元年十二月十九日院号元中宮
證號雜記東二條院公子實氏公女後深草院后正元
元年十二月十九日院号

女院部類東二年院公子太政大臣實氏公女母従一位
藤奥子号今林准后隆衛卿女後深草院妃天福
元二東永年月日誕生寛元四年二月十三日従三位十四歳逢幸御
院藤本家賞康元建長八年十一月廿七日入内廿五歳同日女御

宣旨同二年正月廿七日中宮廿六歳正元正嘉三年十二
月十九日院号二十八歳永仁元正暦六年六月七日出家二十
二歳法名丹鏡智嘉元二年正月廿一日崩十三歳後深草院被召黒服不被召錫
紵云々

増鏡春の雪の巻春すぎ曼こけてとゝさう年きゝれハ康元元
年もあり大きおとゝ乃者三の御むすめ東一條院女御
まゐり給ふ大宮院女院も出ゐらるゝはすゝ給ふ程なく
とかゝるたのしハあまりとゝまるゝ乃ゝ中略上八十ゐよ後深草
よ女御廿五まうけ
又小野の雪の巻松とゝのうゝかとゝまるの二日太上天皇の尊号ハ正元元年
アゝゝ新院ときゝゝか中略中ゝも院号ののちハ東二条院と
きゝゝか二條富小路まうゝ日ゝらせ給ふ

又かうあ(老)かくて又のとし〳〵春の比より東二條院御わやま
日くよれもり移ひていまはとしさせ給へい伏見殿へいてさ
せ給ひてつひにようせさせ給ひぬ七十よあまらせ給へる
ことゝりのかゝることあり

五代帝王物語 さて主上ハ建長五年正月三日御元服あり、
女御ハ大宮院の御妹(東二條)まゐらせ給ふ、もと大宮院より候ハせ
給ひて御熊野詣の時も御供あり〳〵を圓明寺殿(実経)を聟
よとるへ〳〵とゝ〳〵日限まて定まりけるを院の御計ひ
ゆ〳〵俄よまゐらせ給へい引うへ月出後事まそろをけ
る、康永元年十月よ女御よまゐりて同二年二月よ立
后あり御年ハ十七その御姉まそろおりまた御姉ふて
入内〳〵給ふこと先例なかく侍るまや中略さて後深草帝ハ

新院とゝ〳〵富小路殿よりうせ給ふ中宮も同十二月十
九日院号ありて東二條院(公子)とゝ

後深草院天皇

玄輝門院　藤原愔子　左大臣實雄女　京極院妹

五代帝王物語　東二條院はたひ〳〵ゆ産あまたもみか
皇女まてはてらせ給へはほいあるゆゑ山科の左府の
女東御方（玄輝）と〳〵新院御位の時より假殿御腹ゆ皇子（伏見）
をうみまゐらせ給ひ源中納言有資つ養ひまゐ
らせ給

增鏡（伏見の巻）　そのとし乃十二月（正應元）ゆ出（伏見）つの御ちゝ之位敬み
んかゝあり朝ゆ淮后の宣旨ありて杉殿ゆの名ゆ玄輝
門院とゝめてゝゝいゝゝうき

謚号雜記　玄輝門院愔子實雄公女後深草院后伏見院
母　正應元年十二月十六日院号

要記 伏見天皇諱熙仁後深草帝一子母玄輝門院愔子
號東御方左大臣藤實雄公女也
又玄輝門院愔子伏見院母后山科左大臣實雄公女也
皇記玄輝門院藤愔子左大臣實雄公女母大納言隆房
卿女後深草妃 伏見母 正應元十二十六院号同日先准
后四十三 同四八廿五尼四十六 嘉暦四八廿八崩八十四
編年記 伏見院後深草院第一皇子御母玄輝門院藤日山
階入道左大臣實雄公第二女也
又後深草院皇子熙仁親王 伏見院母玄輝門院左大臣
實雄公女
女院部類 玄輝門院愔子山階左大臣實雄公女母從二位
藤滅女大納言隆房卿 伏見院母寛元四年月日誕生

弘安三年
弘安十年正月八日從三位三十九歲 正應元十 弘安年三月十六
日准三宮同日院号四十三歲 同四年八月廿五日出家四十六歲法名自性
智 元德九嘉元曆年八月廿日崩八十四歲

亀山院天皇皇后

法華門院藤原忠子　　左大臣実雄公長女

要記中宮藤姞子左大臣實雄公女文應元年十二月二十六日入内女御年十六弘長元年二月八日為中宮職同八月二十日改為皇后宮文永九年八月五日崩號京極院

藤榮子法

月八日為中宮

要記文永九年八月九日巳刻皇后宮崩年二十八同十三日戌刻葬于山科前左府山莊御所傍六人護摩師一人　同日皇后宮院號京極院

文永九年八月九日山陵八上皇ノ京極院

編年記藤姞子京極院當代后左大臣實雄公女弘長元年二月八日立后文永九年八月九日崩御年廿八今夜院号

又後宇多院亀山院第一皇子御母京極院藤姞子山階入

亀山院天皇皇后

洞院藤原信子　　左大臣実雄公長女

要記中宮藤姞子左大臣實雄公女文應元年十二月二十六日
入内女御年十六弘長元年二月八日為中宮職同八月二十日
改為皇后宮文永九年八月五日崩號京極院
又京極院姞子元皇后宮薨後院号
皇紀皇后宮藤倩子左大臣實雄女母従二位藤榮子法
印公審女弘長元年八月廿五日皇后宮去正月八日為中宮
文永九年八月九日崩廿八上号京極院
編年記藤姞(倩)子京極院當代后左大臣實雄公女弘長元年
二月八日立后文永九年八月九日崩御年廿八今夜院号
又後宇多院亀山院第一皇子御母京極院藤姞子山階入

道左大臣實雄公女也
文世仁親王 後宇多院母京極院左大臣實雄公女
院部類 京極院信子左大臣實雄公女母從二位藤榮子法勝
寺修行法印公審女 實映法印子 公能公孫 亀山院妃後宇多院母 竟
元正年月日誕生文應元正元二年十月日女御代十六歳 同年
十二月七日從二位 同月廿五日女御 或廿六日入内云々 弘長元文暦二
年二月八日中宮十七歳 同年八月廿日皇后宮 文永九年
八月九日崩二十八歳 同日院号
謚號雜記 京極院佶子實雄公女 亀山院后後宇多院

増鏡 北野の雪の巻 さて入道殿の御おとゝそのころ右大臣実雄
ときめき給ふ姫君あまたものし給へる中にすぐれてかし
づききこえ給ふを今上亀山の女御代にいだし給ひ
へき大嘗會のついでに文應元年入内あるべくおぼしお
きてたり院も御氣色たまはり給ふ 中略 十月廿二日まゐ
り給ふぎしきこともいとめでたし 中略 よろづのことゞも
女御の御さま形のめでたくおはしませば上もおぼしつき
にけり女御は十六にならせ給ふ御門は十二のほどにおはせ
ばいとおとなしくおはすけ給へればめやすきほどなり
けり 中略 ほどなく后立ありしかばおとゞこゝろゆきておぼさ
るべき事どもありし 中略 もとの中宮京極院はあがりて皇后宮
と聞え給ふ

五代帝王物語 新帝の女御は右大臣実雄公 山科左府 の女文應元年十
一月廿一日御禊の女御代に信奉して同十二月廿二日 代要記 入内御年

十六あり同二年二月立后あり仮殿とよ同年弘長元年六
月十四日左大臣公相公今出川大相國の女女院まゐり給ふ中宮八歳九也大宮
院御子よせさせ給ふ中宮八皇后宮とゝ猶さふらひ給ふ中略又皇女
ゝおはしませは本意あき御事ゝて有ゝよおつき
皇子出きさせ給ふゝ后腹の皇子あゝ月出とゝかとよ
うせさせ給ふ事は浅まゝこのゝよ又程あゝ御懐妊あ
りて文永四年十二月一日皇子誕生あり今の亀山院
てゝうまゝせ給ふ

亀山院皇中宮 今出川院藤原嬉子 太政大臣公相女

諡號雜記今出川院嬉子公相公女亀山院后文永五年十
二月六日院号

園大暦貞和二年四月廿五日記諸院宮御事時雜訴備
竹林院左府記弘安六年八月十三日甲午今日今出河院御年三十一
有御出家事中略右女御後定年預院司奉行之中略於三身堂西園寺内小持佛堂也
妙八德大寺乃大相國実基公の女也八月廿日立后もとの中宮京極院
八皇后宮とゝ猶さふらひ給ふ
增鏡小野の雪の巻西園寺の女御今出川院もさゝつきてまゐり給ふをい
こゝ内あらんと心胸つふゝ給ふ世とさゝもあらぬこゝも

十六あり同二年二月立后あるべき仮ありとて同年弘長元年六
月十四日左大臣公相公今出川大相國の女今出川院御子まうけ給ふ此母八德大寺の大相國実基公の女也八月
廿日立后ありしかの中宮八皇后宮とゝ猶さらひ給ふ中宮又皇女
ましおはしませは本意あき御事まて有しよおつき
皇子出きさせ給ふ后腹の皇子あゝ月出とりわけよ
うせさせ給ふ事は浅まし〳〵しこの比〳〵よ又程なく御懐妊あ
り正て文永四年十二月一日皇子後宇多誕生あるは今の聖躰の君よ
てゝ〳〵ましませ給ふ

亀山院ノ皇中宮
今出川院藤原嬉子　太政大臣公相女

諡號雜記今出川院嬉子公相公女亀山院后文永五年十
二月六日院号

園大暦貞和二年四月廿五日記諸院宮御事時雜訴備
否問事今出川院文保二年四月廿九日御事
五代帝王物語同年弘長元年六月十四日左大臣公相公今出川大相國の女
女御まうけ給ふ此嵯峨大宮院御子まうけ給ふ御
母八德大寺乃大相國実基公の女也八月廿日立后もとの中宮京極院
ハ皇后宮とゝ猶さらひ給ふ
増鏡少野の雪の巻西園寺の女御今出川院もさしつきてまうけ給ふをい
とゝ浦あらんと胸つぶるゝ様せとさしもあらぬこゝも

九条の御所なる冷泉のあゝ（公相）の御女なり大宮院の
内子〜孫あとゝ受えゝ（中略）ども后まゝ給へハ
の中宮ハあゝ皇后宮とゝ受え給へ

要記中宮藤嬉子前左大臣公相公女號今出川院弘長元
年六月十四日入内女御九歳同八月二十日為中宮職
又今出川院嬉子文永五年十二月六日院號十六歳
又今出川院嬉子元中宮公相女文永六年正月十日院號
皇紀今出川院（中宮藤原嬉子）太政大臣公相女母従二位藤藤子太
政大臣實基女也文永五十二六院号去弘長元六十為女
御同年八廿為中宮弘安六年八月十三日尼（卅）文保二四廿
五崩六十七

編年記亀山院中宮藤嬉子今出河院當代后冷泉相國
公相公女母同實兼公文永五年十二月六日院号号元中宮
女院部類今出川院太政大臣公相公女母従二位弾大秦禅尼太政
大臣實基公女（或説家女房）建長四年月日誕生弘長元年六月十
四日入内同年八月廿日中宮文永五年（六年正月十日）十二月六日院號十七
歳
弘安六年八月十三日出家（三十二歳御室懐云々法名佛性覺於三身堂小西園特殊佛堂有此事戒師東
寺二長者僧正道耀女房二人於新宿所出家云々）文保二年四月廿五日崩（六十七歳）

亀山院天皇准后

新陽明門院藤原位子　　開白基平女

編年記新陽明門院亀山院后深心院開白基平公女建治
元年三月廿八日院号元准后永仁四年正月廿二日崩御
諡號雜記新陽明門院位子基平公女亀山院后啓仁親王等
母文永十一年三月廿四日院号
増鏡草枕の巻　新院は一とせ近衛基平乃大殿の姫君女御よ
まゐり給ひしかど女御とゆめえつゝさて程院号あ
り新陽明門院とぞ申ゆめる建治二年の冬の頃近衛後
ふく若宮うまれさせ給ひしかはめてたくきらく
しくて三夜五夜七夜なといはれのくきこえ
てゆゑもあるとて親王の宣下あとありき

要記新陽明門院位子建治元年四月八日院號瀧白左大
臣基平女亀山院女房
皇紀新陽明門院藤原瀧白基平女母廿將通能女文永十
二年三月廿八日院号去二月廿二日為女御同日准三宮正
應三四廿六尼廿九永仁四正廿五崩廿五

後宇多院天皇皇后
遊義門院 姈子内親王
後深草院天皇女

諡号雜記遊義門院姈子後深草院女後宇多院后正應四年
八月十二日院号
園太暦文和元年十二月五日記 遊義門院後深草院皇女後宇多院皇后後二條院推母
日來國母儀 德治二年七月廿四日御事 廿六日御喪礼也八月
五日前遊義門院遺令奏素服拳哀停朝三ヶ日固瀧警
固支被仰了

女院小伝 遊義門院 姈子 後宇多后後二條准母深草十一
女母實氏公二女東二條院 文永七月日誕生 同八正七
為内親王 弘安八八十九為皇后宮 十六 正應四八四
院號 廿二 永仁二六廿入上皇宮 廿五 德治二七廿四
御事 廿八

○按八四貴女孫
○號雜記皆作八十二
但經又曰作廿二作
八十一誤

要記新陽明門院位子建治元年四月八日院號瀧白左大
臣基平女亀山院女房
皇紀新陽明門院藤(僧)子瀧白基平女母廿將通能女文永十
二年三月廿八日院号去二月廿二日為女御同日准三宮正
應三四廿六尼廿九永仁四正廿五崩廿五

後宇多院天皇皇后
遊義門院 姈子内親王

後深草院天皇女

諡号雜記遊義門院姈子後深草院女後宇多院后正應四年十
八月十二日院号
園太暦文和元年十二月五日記 遊義門院後深草院皇女後宇多院皇后後二條院准母
日來國四儀 德治二年七月廿四日御事 廿六日御喪礼也八月
五日前遊義門院遺令奏素服挙哀停朝三ヶ日固辭警
固支被仰了
皇紀皇后宮姈子内親王後深草院皇女母東二條院弘安八年
八月十九日冊十六
又遊義門院姈子内親王正應四八十一院号二十二元皇后宮永
仁二六晦入上皇宮德治二七廿四崩三十八
要記皇后宮姈子内親王後深草院皇女母東二條院遊義門

院徳治二年七月二十四日崩

増鏡 ふたの巻 皇后宮もこの頃は逍遥門院と申す 法皇の御かたらひおはしまして つるぎ中の院のあるなりにほのぼのと見てまどろませ給ひていと思ひのこる御かたれきぼとくたくたくぬすこそてまつらせ給ひて冷泉万里小路殿よおはしまさまあく思ひ申えさせ給へる事うれしかりあり

又 うらみの巻 霊霊かさるの日ゝ祖あゝ徳治二年ゝ

逍遥門院そこなるとゝ御あやみと申えゝ付院のおほゝきさゝく事ゝかきうあゝよろこはせ給念なるへと

のゝゝゝかとおきゝ出まるていとあさまゝゝあへち

ゝ院もとの思ひくゝおろてひゝふるよ聖るぞ

あらせ給へめゝうのほとさまゝのあるおひやるへゝ

うゝきゝゝもおろうゝかとゝるりゝつ中さるの今

林殿みゝ法事ゝりにおゝゝ御させ給へこの

今林ハ小山の淮后のおつせゝあるうち逍遥院のけぐ

みゝ梵字ぬをせ給へうかのけぶのうらに法華経

一字三礼ようかゝせ給ひゝ板西院ゝゝ供養せゝ

貴字僧正御遠忌御骨もゝ林よ法華

堂為てゝまてゝおきたてまつらせ給へまた月ゝにせ

四日よハうゝもゝ出あるおろ入ゝ祖ゝかう

年

醍醐院母文保三年四月十二日院号

要記 後宇多天皇皇子尊治親王後醍醐院母淡天門院宰相藤忠継

編年記 皇子尊治親王母参議忠継卿女

院徳治二年七月二十四日崩

増鏡 巻 皇后宮もこの頃ハ法義門院とぞ法皇の御かゝらよおはしまし つゝを中の院いとのあるたりにほのゝみ見てまゐらせ給ひていと思ひのゝ〳〵移ろ給ひきぬ とゝうたゝうゝ〳〵ぬすゝ〳〵てまつらせ給ひて冷泉万里小路殿よおはしまさまく思ひ申させ給へる事うけ給りあ

又 の巻 うらみる霞霸かさるゆゝ〳〵徳治二年まとゝ〳〵ぬ 法義門院そこなるとゝ〳〵少やみと申えゝうは院のおほ〳〵さゝく事かきりあ〳〵よろ川ゆ移念たゝへと の〳〵ゆ〳〵かとおき出事〳〵ていとあさま〳〵あへゝ ゝ院もゝとの忍ひく〳〵おろて〳〵ゝる聖よゞ あゝせ給ひめゝうのほとさま〳〵のあ〳〵おひやゝ〳〵

後宇多院 天皇
談天門院 藤原忠子

参議忠継女

女院部類談天門院忠子参議忠継朝臣女母仲名以□
后宮亮輔高朝臣女後宇多院妾後醍醐院母文永三
年月日誕生永仁六年七月廿一日従三位 三十一歳 正安三年
七月廿日准三宮 三十四歳 嘉元元 乾元二 年九月日出家
三十六歳 法名連花智 文保二年四月十二日院号 五十一歳 元應元 文保三
年十月十五日崩 五十二歳 天下諒陰
諡号雑記談天門院忠子三木忠継ゝ女後宇多院后後
醍醐院母文保三年四月十二日院号
要記後宇多天皇皇子尊治親王母参議忠継卿女
編年記皇子尊治親王後醍醐院母談天門院宰相藤忠継

鄉女

増鏡 秋のみ山の巻

御母准后も院号ありて談天門院ときこゆ

める

後宇多院天皇

西華門院 源基子

内大臣具守女

寛躬卿記 延慶元年十二月一日丙辰天晴今日賀茂臨時祭也

庭座以後有院號定了後二條院御母儀 右大将具守卿息女也 此事

尼以後院号了 被執申之間儀有其沙汰也御存日可有此事之欲依

舊主御章遂素懐尼程也 先規少々上女程之時無名字

仁也前新陽明門院雖為官女不及名字之沙汰歟 就院號沙汰稱基子 此事実泰卿計申云々後

三條院女御参議基平女為同名也於彼者女御同名不可有吉之由存之歟於継程女御猶可輕之由前右府称之也有其謂者歟 去比

叙品事為藤朝臣奉行被宣下 今夜先准后事宣下

之後有院號定之沙汰之次第於事先規希也 中略 御號事御

所様遠之間一向可為摂政計之由被仰下云々 而法皇

叡旨西華可宜云々仍人々僉期挙申也

又後二條天皇諱邦治後宇多院第一子母源基子久

卿女

増鏡 秋のみゆきの巻

内母准后も院号ありて談天門院とぞきこゆめる

後宇多院天皇

西華門院 源基子 内大臣具守女

諡号 雑記 西華門院基子具守公女後宇多院后後二條院母延慶元年十二月一日院号

女院部類 西華門院基子内大臣具守公一女又大政大臣基具公母三位平親継母後宇多院妃後二條院母弘安八年月日誕生延慶元(徳治三)年十一月廿七日従三位(二十三歳)同年十二月二日准三宮同日院號延慶二年八月廿六日出(法名清浄法)年月日崩

出家立院

編年記 皇子邦治親王後二條院母西華門院堀河相国具公女

要記 西華門院基子大臣具守公女後二條帝母后

又 後二條天皇諱邦治後宇多院第一子母源基子久

我内大臣具守公女

皇紀西華門院源基子内大臣具守女祖父為子由子母従三位平親継女延慶元十二二院号同日先准三后

園大暦文和四年八月廿六日後聞西花門院今日崩御云々御歳八十七後二條院御母儀壽考無由事欤也

増鏡老の波の巻　そのゝゝき女御居もさふらひ給ひていとつましくあるゝ新陽明門院の御方ゝ堀川の大納言の女東の御方とくさふらひ給を忍ひてかゝらんしけるにや弘安八年二月に若宮にて物し給へりいとやんことなき御宿世なるへし

又ゝ巻　かの堀川の具守のおとゝの女のはらはさきの新院のみこのやうまれ給へりし六月廿七日元服して八月十日春宮にたちたまひぬ御諱邦治ときこゆ

伏見院天皇中宮

永福門院藤原鐘子　太政大臣実兼長女

勘仲記正應元年六月二日乙卯晴及晩雨降今日之位敷（西園寺納言実兼之娘）

上皇為御猶子儀有入内事　八日辛酉雨降未斜参内今日之位

及露顕之儀也（中略）三位敷出御御帳遂御座次主上渡御頃及東繍

（中略）次殿下女御宣旨右府着陣職事俊光仰云後之位藤原朝臣

鐘子可為女御云〻上〻召右中弁冬季朝臣被仰之弁下知史云〻

八月廿日癸酉晴未斜参内（巡方帯相具靴）女御後之位鐘子令之后宮給

節會也

真如源

編年記藤璋子永福門院當代后後西園寺入道相国

一女永仁六年七月廿一日院号元中宮

増鏡ふるの三位殿の世せう

璋鐘

訛

をさをさより切つきてさうひ侍ふ又也もよろうあら

伏見院天皇中宮

永福門院藤原鐘子　太政大臣実兼長女

諡号雑記永福門院鐘子實兼公女伏見院后永仁六
年八月廿一日院号
要記中宮藤鐘子永福門院太政大臣實兼女正安
五年六月出家法名空如源
皇紀中宮藤鐘子太政大臣實兼女母内大臣源通成女
正應元八廿冊立六八為女御伏見院后後伏見准母
又永福門院正和五六廿三御出家御年四十六御法名
真如源
編年記藤璋子永福門院當代后後西園寺入道相国
一女永仁六年七月廿一日院号元中宮
増鏡ふるの三位殿の世せうとの公守大納言の姫君も
をさをさうより切つきてさうらひ給ふ乃也もよろうちら

璋、鐘、訛

ぬ所なくへ〜し君をうゑ又の殿もいとうるはしきさ
まなくもまのあらせまほしう移いつまど西園寺大
納言實宣の姫君いつうまれ給へきにろしめへきな
もあらんとのとの〜元亨元年六月二日入内ありそのあまり
はもぎ〜なりゆくさまの世代もあらまほしきこえ〜
かといのあるにこのさも移をせさせ給へいつらかくも
あるけると移れすす人も侍りけりし姫君の母ふの
方ハこ條坊門通成の内のおとゞ乃女也中略かくて八月
廿日后よ立給へ

伏見院天皇 准三宮 藤原鋈子 参議鋈氏女

要記 今上皇帝諱胤仁伏見第一子母参議鋈氏の女

編年記 伏見院皇子胤仁親王 後伏見院御母准后参議鋈氏
の女

又 後伏見院 伏見院第一皇子御母准后藤鋈子 参議鋈氏の女也
但永福門院准母儀也

伏見院天皇

顕親門院 藤原季子

左大臣實雄女
玄輝門院母妹

要記 伏見天皇皇子寛性法親王母左大臣實雄女也

編年記 伏見院皇子冨仁親王花園院御母顕親門院左大臣実雄公女

又 伏見院皇子寛性法親王仁和寺御室母南御方実雄公女

皇紀 顕親門院藤季子入道左大臣藤實雄女母賀茂神主能直女正中三二七院号元從三位六十二同日先准三宮建武三十三崩七十二

女院部類 顕親門院左大臣實泰公三女母後局但馬局賀茂神主能直女伏見院妾花園院母文永元年月日誕生年月日從三位正中三年二月七日院号二十二歳建武三年二月十三日崩七十三歳

諡号雜記顕親門院季子實雄公女伏見院后花園院母正中三年二月七日院号

後伏見院天皇

廣義門院藤原寧子

左大臣公衡長女

女院部類廣義門院寧子竹林院左大臣公衡公第二女母、

後伏見院妃花園院養母光嚴院母正暦五年月日誕生

嘉元四年四月十五日入上皇宮十五歳延慶二年正月從三位

同月十三日准三宮同日院号同月廿七日却入内院号建武

實躬卿記延慶二年正月十三日丁酉晩以降雨今夕女御殿可有院號

中略御號可為廣義門院之由一同

園大暦延文二年八月二日被奏前廣義門院遺令中略本家使

左近衛權中將藤原隆右朝臣參右衛門陣外今度依論議之門下大外

記出逢隆右中之前廣義門院遺令之素服拝哀山陵國長卿可

被停止

諡号雜記顕親門院季子實雄公女伏見院后花園院母正中三年二月七日院号

左大臣公衡長女

後伏見院天皇

廣義門院藤原寧子

女院部類廣義門院寧子竹林院左大臣公衡公第二女母、、後伏見院妃花園院養母光嚴院母正暦五年月日誕生嘉元四年四月十五日入上皇宮（十五歳）延慶二年正月從三位同月十三日准三宮同日院号同月廿七日御入内（院号後）建武二年二月廿（十五）日出家（四十五歳）延文二年閏□月廿一日子刻崩同年八月二日遺令奏慶朝（五ヶ日）園大暦延文二年閏七月廿三日今朝聞廣義門院去夜御頓死云々同八月二日被奏遺令

諡号雜記廣義門院寧子公衡公女後伏見院后光嚴院母延慶二年正月十三日院号

編年記後伏見院皇子量仁親王光嚴院御母廣義門院竹
内左大臣公衡公女

景仁親王ノ誤ヲ訂スベシ

要記後伏見天皇皇子景仁親王母左大臣公衡公女廣義
門院

後二條院天皇中宮　長樂門院　藤原忻子　太政大臣公孝女

皇記中宮藤忻子前太政大臣公孝女母内大臣公親女乾元
元八廿八為女御嘉元元九廿四冊延慶二十二十九院号
長樂門院　元中宮去年閏八二尼御年〻御法名真實
覚

諡号雜記長樂門院忻子公孝公女後二條院后延慶三年
十二月十九日院号

要記中宮藤忻子太政大臣公孝女長樂門院
又長樂門院忻子德治三年八月六日出家當後二條院初
七日

花園院天皇皇妃

宣光門院 藤原實子

權大納言實明女

諡号雜記宣光門院實子実明ノ女花園院后公守公猶子建武五年四月廿八日院号

女院部類宣光門院實子前大納言實明ノ女母、、、

花園院妾年月日誕生建武四年四月廿八日院号

貞和四年十一月廿四日出家法名遍照智年月日崩

小倉徽安門院壽子花園女母准三后從三位藤實子入道大納言實明三女

花園院天皇皇妃

宣光門院 藤原實子

權大納言實明女

諡号雜記宣光門院實子実明ノ女花園院后公守公猶子建武五年四月廿八日院号

女院部類宣光門院實子前大納言實明ノ女母、、、

花園院妾年月日誕生建武五年四月廿八日院号

貞和四年十一月廿四日出家法名遍照智年月日崩

小倉 徽安門院壽子 花園女母准三后從三位藤實子入道大納言實夏明二女

帝王系圖花園院第一皇子直仁親王母宣光門院實顯ノ女

又第二皇子覚禁法親王母実子実明ノ女

園大暦貞和四年十月廿四日宣光門院今日文院御落餝了有之云々

後深心院關白記延文五年九月六日庚申雨降昨日宣光門

院崩御年四十[illegible]